

玉野市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問回答 (2019年7月22日追加)

R1.7.22 玉野市教育委員会

No.	項目	質問内容	回 答
1		提案時に使用する基準金利が公表されておりませんのでお示しいただけますでしょうか。	基準金利は、共同通信社より東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に TOKYO SWAP REFERENCE RATE として発表される 6 か月 LIBOR ベース 10 年物（円－円）金利スワップレートの間値により算定した金利とし、提案書作成における基準日は、令和元 年 7 月 19 日（金）とします。
2	事業契約書（案）（所有権移転あり）P49-(1)-②金利の決定方法	基準金利は「10 年もの（円－円）スワップレートとする」とありますが、事業期間と同じ 15 年ものの固定金利とはしないのでしょうか。 10 年ものを使うのであれば、10 年後に 5 年もので改定することになると思われます。	基準金利は 10 年ものを使用し、ご指摘のとおり 10 年後に見直します。 P48-(1)-①支払条件の下記項目を次のように訂正します。 ・金利は「基準金利＋提案スプレッド」とし、 <u>基準金利は 10 年後に改定する</u> については見直さない 。
3	事業契約書（案）（所有権移転あり）P48-(1) サービス購入料 1	事業契約書（案）（優先交渉権が特別目的会社を設立する場合）に関する質問回答 NO. 3 について、算出された建設一時金額は税抜き金額（算出された建設一時金に対する消費税等相当額を加算し支払われる）という理解でよろしいでしょうか。	建設一時金＝A＋B＋C A：学校施設環境改善交付金＝19,600 万円 B：学校教育施設等整備事業債 ＝（施設整備費－A）×75% C：財源対策債 ＝ 4,900 万円 （以下回答）
4	事業契約書（案）（所有権移転あり）P48-(1) サービス購入料 1	事業契約書（案）（優先交渉権が特別目的会社を設立する場合）に関する質問回答 NO. 3 について、B の計算に使用する「施設整備費」は、「税抜の金額」との理解でよろしいでしょうか。	A・C：補助金の基準額を基に算定されますので、税率によらず一定です。消費税相当額は加算されません。 B：「施設整備費」は消費税相当額（10%）を加えた額を用いて算出します。
5	事業契約書（案）（所有権移転あり）P48-(1) サービス購入料 1	事業契約書（案）（優先交渉権が特別目的会社を設立する場合）に関する質問回答 NO. 3 について、B の計算に使用する「施設整備費」には、建中金利、融資組成手数料、保険料、税務監査報酬等の SPC 運営経費は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回 答
6	要求水準書 P7-5-⑤維持管理・運営期間	要求水準書に関する質問回答 NO. 4において、「「⑤維持管理・運営期間令和4年9月～令和19年3月（14年7か月）」に関わらず、運営期間は15年間として提案してください。」とございますが、維持管理・運営業務の費用についても、14年7か月分ではなく、15年分の費用にて入札価格を積算しますでしょうか。	募集要項 P4-6-(3)-⑤維持管理・運営期間 及び 要求水準書 P7-5-⑤維持管理・運営期間 を 次のように訂正します。 令和4年9月～令和19年 <u>8月～(15年)</u> (14年7か月) したがって、15年分の費用にて入札してください。
7	要求水準書 P7-5-⑤維持管理・運営期間	事業期間を15年間として提案する場合、維持管理・運営期間は、令和4年4月～令和19年3月として考えるか、令和4年9月～令和19年8月として考えるのか、どちらになりますでしょうか。	
8	事業契約書（案）（所有権移転あり）P49～52	事業期間を令和4年9月～令和19年8月として考える場合、サービス購入料2及びサービス購入料3について、第1回目については、維持管理費及び運営費それぞれの1か月分（9月分）、最終回については、2か月分（7月・8月分）の費用にて積算し、61回払いとなる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 所有権移転を伴わない場合についても、同様にお考えください。
9	事業契約書（案）（所有権移転あり）P50-(3) サービス購入料3	SPC 運営経費（税理士・監査費用や保険料等）は、サービス購入料3に含めるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 SPC 運営経費についてはサービス購入料3の固定料金部分に計上してください。
10	事業契約書（案）（所有権移転あり）P50-(3) サービス購入料3 及び 事業契約書（案）（所有権移転なし）P46-(2) サービス購入料2	開業準備相当額は、開業準備期間終了後の令和4年10月請求のサービス購入料3にてすべて支払われるという理解でよろしいでしょうか。	当該項目のサービス購入料に含まれる固定料金は、均等払いとします。 開業準備費相当を一括払いしないことを前提にご提案ください。

No.	項目	質問内容	回 答
11	事業契約書（案）（所有権移転あり）P48-(1) サービス購入料 1	サービス購入料 1 のうち、建設一時金を控除した額を、所有権移転後の後、年 4 回に分けて支払う。（計 60 回払い）とございますが、設計・建設期間が令和 4 年 6 月までのため、以降、事業終了の令和 19 年 3 月までに渡り、四半期ごとに支払う場合、59 回払いになるかと存じます。サービス購入料 1 は元利均等払いのため、59 回払いとなるか 60 回払いとなるかにより、1 回あたりの金額が異なりますが、59 回払いとの認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料 2、3 と同じタイミングで支払うことを想定しています。 No. 8 でサービス購入料 2、3 は 61 回払いとお答えしていますが、サービス購入料 1 も同様に、1 回目 1 か月分、2 ～60 回目 3 か月分、61 回目 2 か月分の支払いを想定しています。
12	募集要項様式集 様式 59	財政支出見込表について、「※サービス購入料については、市の支払時期（予定）が、t 年の 4 ～12 月及び t +1 年の 1 ～ 3 月のサービス購入料の合計を、t 年度の欄に記入すること。」とございますが、令和 19 年 1 月～令和 19 年 3 月の業務履行分については、実際の貴市の支払時期は令和 19 年 4 月が予定されますが、令和 18 年の欄に記載する（発生ベースにて考える）との理解でよろしいでしょうか。	様式 59、61、62 に令和 19 年度の欄を追加します。（別紙参照） 想定スケジュール（No. 6 による訂正後）のとおり、令和 4 年 9 月～令和 19 年 8 月の運営を提案する場合、令和 19 年度には 5 か月分の金額を記入してください。 「発生ベース」としてご提案ください。
13	募集要項様式集 様式 61	事業収支計画書について、「※サービス購入料については、市の支払時期（予定）が、t 年の 4 ～12 月及び t +1 年の 1 ～ 3 月のサービス購入料の合計を、t 年度の欄に記入すること。」とございますが、令和 19 年 1 月～令和 19 年 3 月の業務履行分については、実際の貴市の支払時期は令和 19 年 4 月が予定されますが、令和 18 年の欄に記載する（事業収支計画書のため、発生ベースにて考える）との理解でよろしいでしょうか。	
14	事業契約書（所有権移転あり）P27 第 68 条第 3 項	「契約終了日から令和[]年[]月[]日までに係るサービス購入料のうち…」とありますが、空欄に入るのは当初に結んだ契約の最終日でしょうか。契約解除のあった年度の末日までが一般的ではないでしょうか。	当初の契約満了日を想定しています。 想定スケジュール（No. 6 による訂正後）のとおり、令和 4 年 9 月～令和 19 年 8 月の運営で契約した場合、「令和[]年[]月[]日」は令和 19 年 8 月末日とします。